**令和6年度　認知症介護実践者研修（オンライン）開催要項**

**（受講を申し込まれる方は、必ずお読みください）**

**１．目的**

認知症介護実践者研修は、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の

向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD)を予防できるよう認知症介護の理念、知識・技術

を修得するとともに、地域の認知症ケアの質の向上に関与することができるようになることをねらいとする。

**２．対象者**

下記の要件をすべて満たす者

①**岐阜県内**の介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であること。

②研修対象者は、原則として認知症介護基礎研修を修了した者、あるいは研修受講免除資格等を有している者（※対象者の注意事項参照）であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であり、概ね**実務経験が２年程度又はそれ以上の者**とする。

③自施設または自施設以外で、自身が実習課題に取り組むことができること（実習期間中に継続的に関わることができる認知症の人を対象とすること。）

※原則として各受講者が所属する職場で実施すること。自施設以外で実習を行う際は、自己の責任において研修前に実習先を確保し、実習先の了解を得ること。

**※　対象者の注意事項（基準告示第１０条）**

当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得している者とすることとし、具体的には、同条において規程されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護職員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

**３．必要な環境**

**インターネット環境**（パソコン、ネット接続スキル、WEBカメラやマイク等の機器など）の準備及び、**資料をダウンロードし印刷する環境**を整えてください。

※詳細は「１２」その他（５）を確認

**※スマートフォンでの受講は不可**

**４．申込み期間**

終了

第１回　　４月　３日（水）～　５月　６日（月）　【決定通知】　５月１３日（月）

終了

第２回　　７月　２日（火）～　７月２３日（火）　【決定通知】　７月３０日（火）

第３回　　８月　２日（金）～　８月２３日（金）　【決定通知】　９月　３日（火）

第４回　　９月２７日（金）～１０月１８日（金）　【決定通知】１０月２８日（月）

**５．課目・時間割**

別紙「認知症介護実践者研修　日程・時間割」を参照してください。

**６．研修形態**

研修は**全てオンラインの回**と**オンラインと会場の回**があります。事前に確認の上お申し込みください。

講義はZoomの配信（事前にダウンロードをしておいてください）で行います。受講にあたり、安定して高速な定額の接続環境が推奨されます。モバイルWi-Fiルータなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますので、十分ご注意ください。受講場所については、各事業所・自宅等問いません。視聴方法の詳細は、受講決定後、改めてご案内をお送りします。

**７．修了要件**

全課目を履修した方に修了証書を交付します。

　また、全ての提出物の期限は厳守です。期限に間に合わない、未提出の場合は修了要件を満たさず、修了証書を交付いたしません。

**※第２日目と第３日目の間に現場にて１週間、第５日目と第６日目の間に現場にて４週間、アセスメントを踏まえた実習を行います。認知症の人の生活支援に関する目標設定、ケアの実践に関する計画の作成と報告の提出がありますので、予めご承知おき願います。**

**８．定員　１００名**（定員を超える申込みがあった場合、受講希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。また、オンラインでの研修になりますので、定員は調整させていただきます。）

**９．受講料等及び納付方法**

**（１）受講料等**３４，０００円（受講料・資料代込）

**（２）納付方法**銀行振込：受講決定者には振込先を通知します。

**１０．申込み方法**

**所属の事業所を通じて、岐阜県介護研修センターのホームページよりお申込みください。**

**１１．推薦書について**

　指定地域密着型サービス事業者の指定基準を満たすために受講が必要な場合は、市町村等から発行される推薦書が必要となります。申込みフォームに推薦書の有無をチェックしていただき、**PDFにしていただきメールで送信していただくか、郵送してください。**

（推薦書の交付については、次ページの根拠規定に基づき、各市町村等にお尋ねください）

　　　なお、推薦書は研修の受講を約束するものではありませんので、ご承知おき願います。

【根拠規定】

「本研修については、一部の指定地域密着型サービス事業者の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業者がある場合については、市町村の長は、当該事業者の状況を精査した上で、事業者から推薦された者の受講が適当と認めた場合には、研修の実施主体の長に対して（推薦書）を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。」

（『認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について』（平成１８年３月３１日付　老計発０３３１００７号　各都道府県・各指定都市民生主管部（局）長宛　厚生労働省老健局計画課長通知）より抜粋

【注意】

①一事業所からお二人以上推薦書を付してお申込みされた場合、保険者に確認の上お一人のみ優先とする場合があります。

②推薦書を付した事業所へは、後日、当該推薦書が地域密着型サービスの指定基準を満たすためのものであったかを調査する場合がありますので、ご留意ください。

**１２．その他**

　（１）申込みフォームには、未記入など不備のある場合、受付できないことがあります。

（２）申込みが定員を上回った場合には、指定地域密着型サービス事業者の方で、市町村の長から推薦書を交付された方を第一優先とし、その他の方については事業所の種別、取得資格、認知症介護経験年数、事業所の所在地域等を考慮し選考します。

※同一事業所で複数申込みの場合は、優先順位を備考欄に明記してください。記入のない場合は、センター一任となります。

　　　　**なお、受講者は審査・選考を経て決定しますので、原則として受講決定後に受講者が交替することは認められません。**

（３）受講決定者には「事前レポート」「事前評価」を提出していただきます。（受講決定通知でご案内します。）

なお、**期限までに提出が無い場合は、受講決定を取り消す場合があります。**

（４）研修は**コロナウイルスの感染状況によっては、研修形式を変更する場合もあります。**その際はホームページなどでご連絡させていただきますので、ご了承ください。

　（５）①オンライン研修（Zoom）に参加するには、マイク・カメラ・スピーカーが必要となります。パソコンにそれらの機器がついていない場合は、購入していただくなどご準備をお願いします。なお、**いかなる場合もスマートフォンでの受講は禁止**とさせていただきます（受講中に電話の着信やメールなど受信すると、受講の妨げ、通信状況の不具合等につながります）

②同じ場所で複数の受講者が居る場合は、マイク同士の干渉によりハウリングを起こしますので、注意が必要です。また、周囲の音声をマイクが拾いますので、**静かな場所の確保**を行ってください。**（**周囲の雑音は講義中や演習の際、かなり目立ちます**）**

③本研修は講義中に発表、演習があります。パソコン・タブレットは発表や演習が行いにくくなる場合がございますので、**１台につき１人まで**の受講とさせていただきます。ご理解いただきますようよろしくお願いします。

④**遅刻、接続不備により受講ができなかった場合でも、欠席と同様の扱いとなり、修了の対象にはなりません。**

（６）**以下のような行為がある場合、受講の取り消し、又は修了を認めません。**

①研修受講態度が好ましくない場合（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為、

居眠り、離席等）

②指導者、事務局からの指示に従わない場合

③提出物、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合（別途レポート提出を

求める場合もあります）

④振り返りレポート等の提出物の提出がない場合

⑤通信状況が改善されず、何度も退出され、受講できなかった場合

（７）研修内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

**【研修主催】**

**社会福祉法人　岐阜県福祉事業団　岐阜県介護研修センター**

**〒５０１－１１７３　岐阜市中２－４７０　岐阜県立寿楽苑２階**

**TEL　０５８－２３９－８０６３　　FAX　０５８－２３９－８０７２**

 ※認知症介護実践者研修は、岐阜県より指定を受け、社会福祉法人岐阜県福祉事業団

　　　　　 岐阜県介護研修センターが実施するものです。